3 事前チェックシート

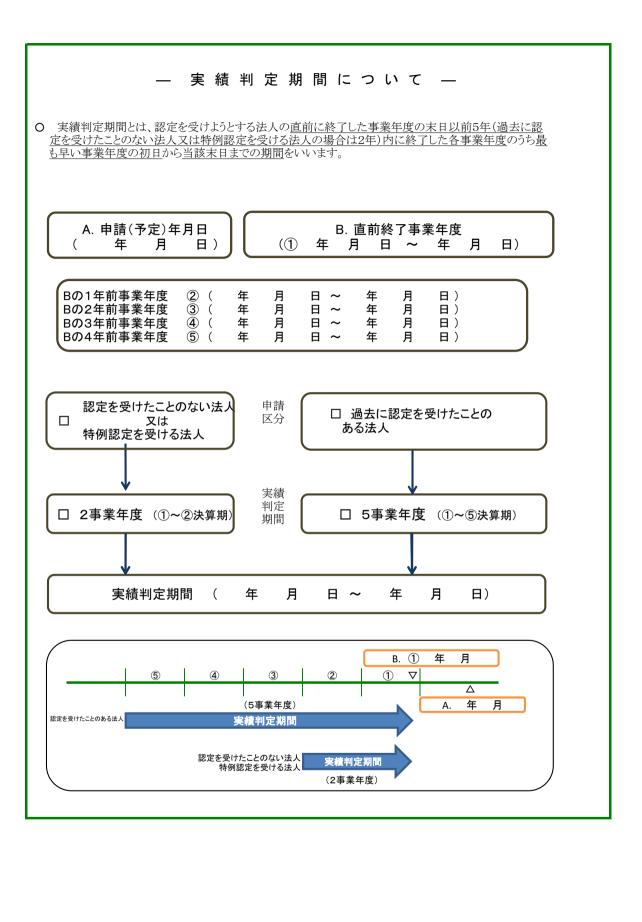
- O 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く) に適合する必要があります。
 - (注)特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- O 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- O 項目①f-ロ、②、④f-Eは<u>実績判定期間</u>において、項目①ハは<u>申請日の前日</u>において、項目③、④f-C、⑤、⑥、⑦は、<u>認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。</u>
- O 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① イ 【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P13 52) 特	適・否
② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P16)	適・否
③ 運営組織及び経理が適切である(P18)	適・否
④ 事業活動の内容が適正である(P19)	適・否
⑤ 情報公開を適切に行っている(P20)	適・否
⑥ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P21)	適・否
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P22)	適・否
⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P23)	適・否
⑨ 欠格事由のいずれにも該当しない(P24)	適・否

ご注意ください!

- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- O ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に所轄庁にお問い合わせください。



<u> </u>		
実績判定期間における		
A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円
C. 資産売却による臨時収入	(円
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(円
G. 差引金額(A-B-C-D-E-F)	(円
(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常	外収益計の合計額)を記載します。	
実績判定期間における		
	(円
H. 受け入れた「寄附金総額 ^{ゾゴ} 」	`	
H. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」 I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える	ら額の合計 (円)
	、 5額の合計 ((円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える	、 ら額の合計 (((,
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	、 が額の合計 (((円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	、 が額の合計 (((円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 L. 休眠預金等交付金関係助成金 M. 差引金額(H-I-J-K-L)	、 の ((((円) 円) 円)

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

(否) 認定基準等に 適合しません

(**適**) 認定基準等①-イに 適合すると思われます

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- 、☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

忍定基準等①-□-パブリック・サポート・テスト(PST)について--【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成 金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を 加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。



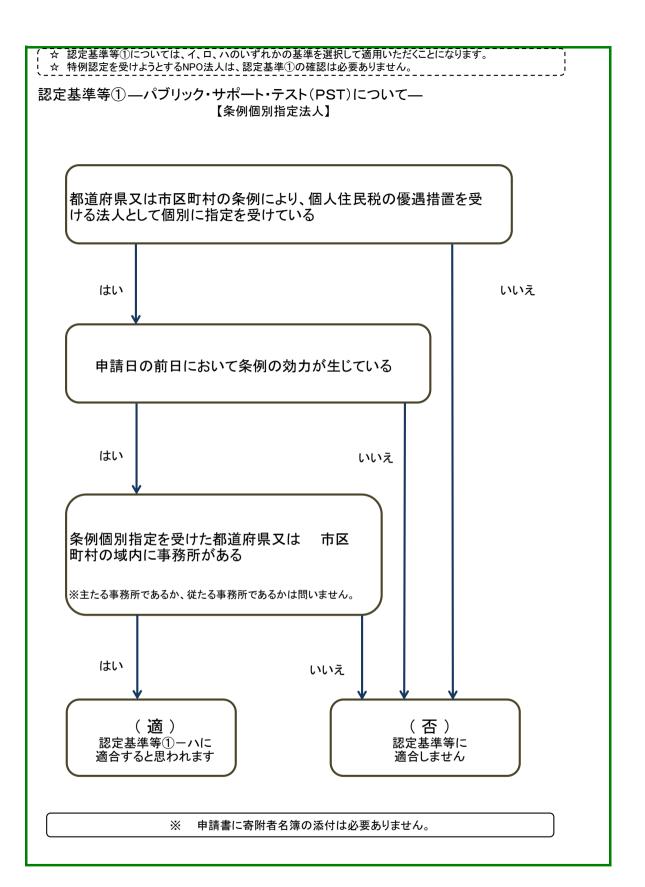
(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者 のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの 者は寄附者数に含めません。
- 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合
- 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

	実績判定期	引間月数(A)	年3,000円以上の寄附者数(B)		
1		月 日 月 日	月		人
2	至年,	月 日 月 日	月		人
3	至年,	月 日 月 日	月		人
4		月 日 月 日	月		人
⑤		月 日 月 日	月		人
•		合 計	月		人

Bの合計()	×	12	年平5	匀	_	> 100
Aの合計()		_	人	=	100

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。



認定基準等② ― 活動の対象について ―

*実績判定期間における*事業活動

- A. 会員等のみを対象とした 物品の販売やサービスの 提供
- C. 特定のグループにのみ便 益が及ぶ活動
- E. 特定の者の意に反した行 為を求める活動

- B. 会員等のみが参加 する会議や会報誌 の発行
- D. 特定の人物や著作 物に関する普及啓 発や広告宣伝など の活動
- F. 特定の地域に居住^{*} する者にのみ便益 が及ぶ活動

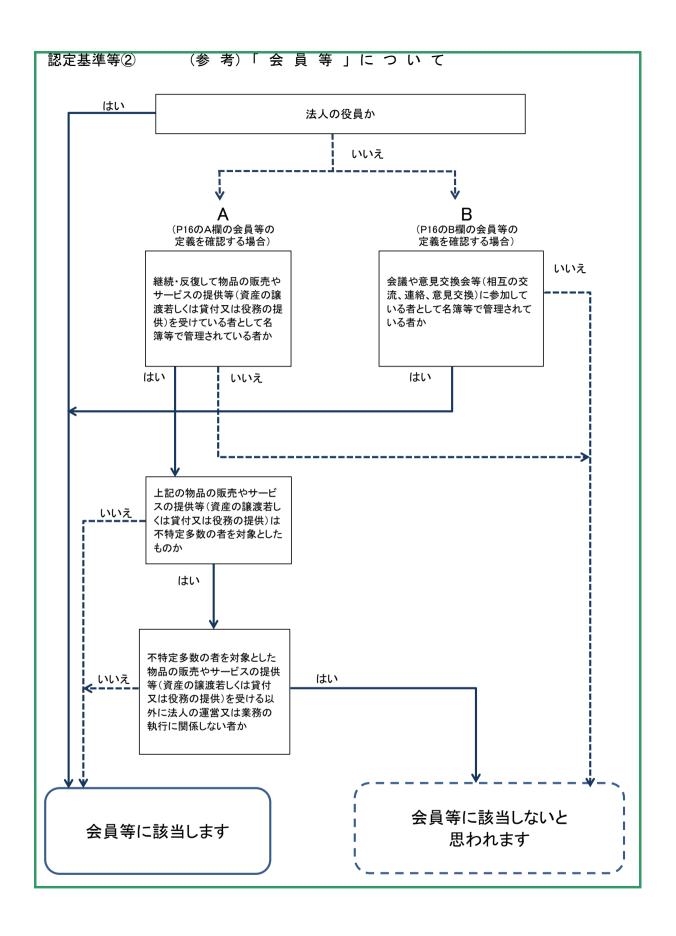


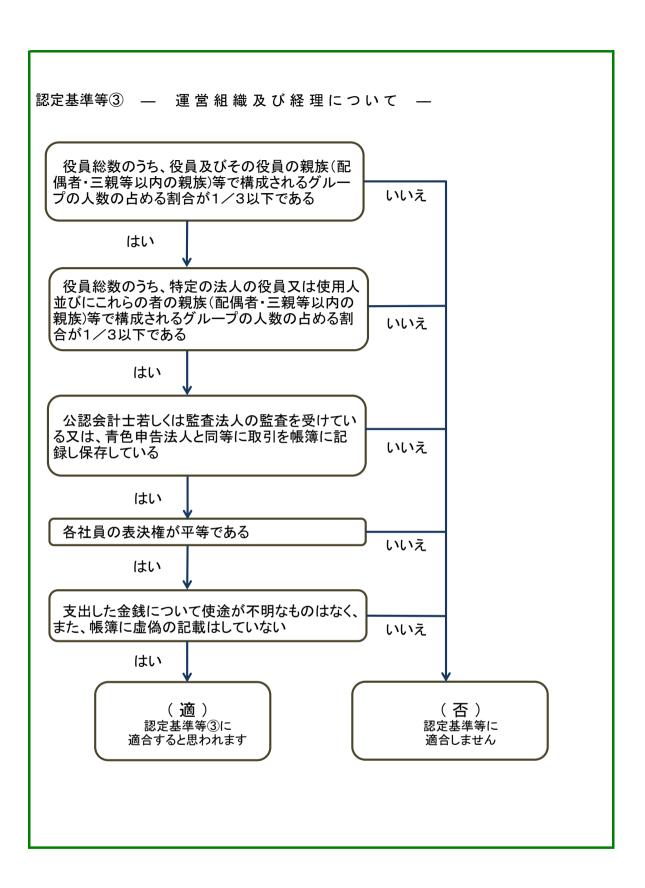
AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

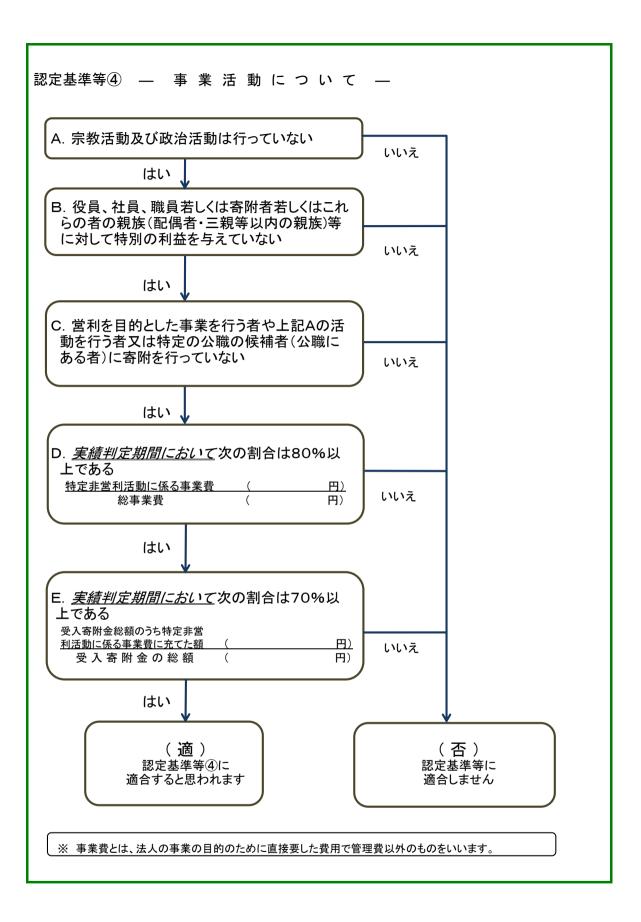
はい

(**適**) 認定基準等②に 適合すると思われます (否) 認定基準等に 適合しません

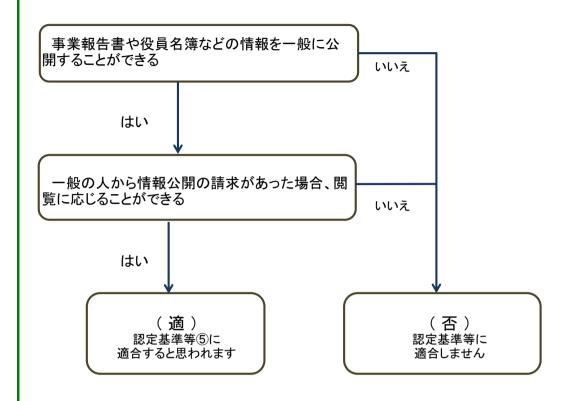
※ 「会員等」の定義については、P17を参照願います。





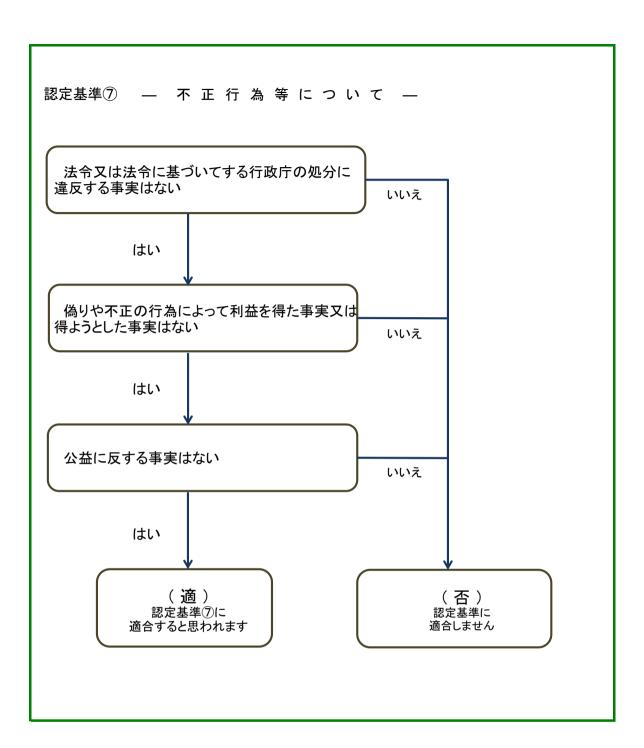


認定基準等⑤ ― 情報公開について ―



- ※ 閲覧の対象となる書類
 - 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
 - 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
 - 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ 一 所轄庁への書類提出について — 各事業年度において、事業報告書等を所轄庁 に提出している いいえ はい (適) (否) 認定基準⑥に 認定基準に 適合すると思われます 適合しません ※ 事業報告書等 事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 社員のうち10人以上の者の氏名及び 住所又は居所を記載した書面



認定基準⑧ ― 設立後の経過期間について ― A. 登記上の「設立年月日」 B.「A」の1年を経過した日(*) 月 年 月 日) 日) C. 申請書の「提出年月日」 D. 「C」の事業年度の初日 月 年 月 日) 年 日) 「D」は「B」より遅い日付である はい いいえ (否)認定基準に (適) 認定基準8に 適合すると思われます 適合しません 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。 また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

